

回覧

平成31年3月11日

小値賀町長・小値賀町議会議員 立候補予定者の方へ

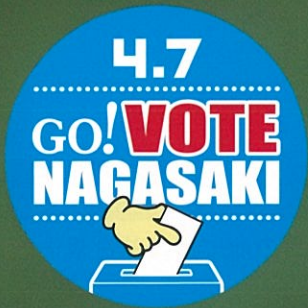
4月21日執行予定の小値賀町長及び小値賀町議会議員一般選挙の立候補予定者の方への立候補手続き等の説明会を、下記のとおり行いますので、立候補予定者の方はお出席をお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成31年3月22日（金）午後1時30分～
- 2 場 所 小値賀町役場3階 第1会議室
- 3 出席者数 立候補予定者1人につき2名以内でお願いします。

小値賀町選挙管理委員会

電話56-3111



投票は
あなたの
意思表示!

go!CM



4月7日(日)は投票日(予定)です。
長崎県議会議員一般選挙

◎投票日に都合の悪い方は、期日前投票または不在者投票ができます。

■期日前投票所等の場所や日時等、詳しくは各市町選挙管理委員会へお問い合わせください。

長崎県選挙管理委員会

4月7日（日）は、 長崎県議会議員一般選挙の投票日(予定)です。

期日前投票・不在者投票のお知らせ

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、仕事やレジャーなどの予定のある方は、投票日の前に期日前投票または不在者投票をすることができます。

◎期間 3月30日（土）～4月6日（土） [線上投票区は4月5日（金）まで]

あなたの住む市町で（期日前投票）

期間中、午前8時30分から午後8時まで、市町の選挙管理委員会で受け付けています。支所等で期日前投票ができる場合、日時について異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。

ほかの市町村で（不在者投票）

滞在中のほかの市町村でも不在者投票をすることができます。この場合は、選挙人名簿に登録されている市町の選挙管理委員会に投票用紙及び不在者投票用封筒を請求し、送られてきた投票用紙等に何も記載せず、そのまま滞在地の市町村選挙管理委員会に持参したうえで投票します。郵送に時間を要しますので、早めに請求してください。

（滞在地の市町村によって、不在者投票ができる日時が異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。）

病院等で（不在者投票）

県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院・入所中の方で一定の要件に該当する場合は、施設の管理者に申し出ると、その施設の中で不在者投票をすることができます。

自宅で（不在者投票）

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護区分が要介護5の方は、自宅等で投票し郵便でこれを送ることができます。この場合、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、早めに市町の選挙管理委員会へお問い合わせください。

住所を移転した方へ

県内の市町の選挙人名簿に登録されている方で、県内の他の市町へ転出された方は、次の方法で投票することができます。ただし、転出先の市町の選挙人名簿に登録された方は転出前の市町での投票はできませんので、転出先の市町の選挙管理委員会に登録の有無を確認してください。

- ① 投票日当日、転出前の市町の投票所で投票する方法
- ② 投票日の前日までに、転出前の市町の選挙管理委員会で期日前投票をする方法
- ③ 投票日の前日までに、転出先の市町の選挙管理委員会で不在者投票をする方法

転出前の市町の選挙管理委員会に対して投票用紙等を請求し、送られてきた投票用紙等に何も記載せず、そのまま転出先の市町の選挙管理委員会へ持参して不在者投票をしてください。

● 詳しいことは最寄りの市町の選挙管理委員会におたずねください。

県議会議員一般選挙は、親子で一緒に投票所に行きましょう

- ・選挙権のない18歳未満の子供についても、有権者の同伴であれば投票所内に入ることができます。「子供の頃に親が行く投票について行った経験がある人」は、ない人より将来の選挙において投票をする傾向があります。
- ・未来を担う子供たちの主体的な政治参加のため、積極的に親子で一緒に投票所に行きましょう。

（投票所内では、係員の指示に従ってください。）